## 消費者契約 トラブル 110番



電話番号 028-678-8000 実施日時 2023年 12月19日(火) 午前 10 時~午後 4 時

## 消費者契約トラブル110番 について

- ・身の回りで経験した消費者被害 の情報を聞かせてください。
- ・とちぎ消費者リンクの担当弁護 士がお話をうかがいます。
- ・但し事業者との間に立った斡旋 は行いません。
- ・被害の情報は、下記の電話・FAX・ メールでいつでも受け付けます。

## 被害の事例

スマホの広告「実質無料、初回送料のみ500円」を見て、サプリメントを注文したら5回分の受取が条件の定期購入だった。解約したくて電話をかけても、つながらない。

自宅を売って、そのまま賃貸で住み続けられるリースバック契約をした。家賃は月額8万円。夫が亡くなり私一人の年金では、支払いが難しくなった。

「簡単に稼げる」という 副業の無料会員登録 をした。サポート契約が 必要と言われ、借金し て支払ってしまった。全 く稼げないので解約し たい。

「どんな物でも買い取ります」という広告をみて電話をかけ、来てもらった。準備した物を見せたら、貴金属類の売却を迫られた。

テレビショッピングで真珠のネックレスを購入した。届いたものはテレビとは見栄えが違うので、返品を申出たが断られた。

「屋根全体を工事しないと雨漏りするかもしれない」と突然訪問してきた人に言われ、約20万円の修理契約をしたが、断りたい。

主 催:適格消費者団体特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

問い合わせ: 電話 /FAX 028-678-8000 E-mail: cont@tochiqilink.org